

人身取引対策行動計画の実施状況

◎:実施済、措置済み ○:今後実施予定、実施に向けた検討中

H21.6.26

| 施策名 | 省庁名 | 実施状況 |
|-----------------------------|----------|---|
| I 人身取引対策の重要性 | | |
| II 人身取引の実態把握の徹底 | | |
| II-1 被害者の実態把握 | | |
| ①各関係機関による被害者の実態把握 | 警察庁 | ◎警察は、風俗営業店等に対する立入りや外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りを通じて実態を把握している。また、入国管理局との間における各種情報の共有や在京関係国大使館からも被害者に関する情報が得られている。 |
| | 法務省(入管局) | ◎関係機関との連携を強化するとともに、情報交換を積極的に行って被害者の実態を把握するため、仙台入国管理局、東京入国管理局、東京入国管理局横浜支局、名古屋入国管理局、福岡入国管理局那覇支局が中心となって管轄地区の関係機関で構成する連絡会議を設置している。 ○上記以外の地方入国管理局においては、連絡会議の設置に向け努力することとしている。 |
| | 厚生労働省 | ◎月毎に被害者保護数、その国籍・年齢等を集計している。婦人相談所・児童相談所(以下「婦人相談所等」という。)では、保護を求めてきた被害者は全員保護した。(平成20年4月～21年2月まで36名) |
| ②諸外国政府及び関連機関との情報交換 | 法務省(入管局) | ◎上記①のとおり、連絡会議を設置するなどして、関係機関との情報交換を行っており、また、在日外国公館やIOM、NGOとも個別に情報交換を行っている。 |
| | (外務省) | ◎平成19年度から年1度開催されている「人の移動と開発に関するグローバル・フォーラム」に参加し、人の移動に関するグッド・プラクティス(人身取引を含む)の共有及び情報交換に努めている。 |
| II-2 ブローカーの実態把握 | | |
| ①捜査機関におけるブローカーの実態把握 | 警察庁 | ◎警察では、雇用主、ブローカー等の摘発を念頭においた取締りを行っており、平成20年中33名の人身取引事犯被疑者を検挙し、そのうちブローカーは7名であった。 |
| ②退去強制手続等におけるブローカーの実態把握 | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、人身取引の実態把握に資するため、人身取引データベースを作製し、同データベースに被害者情報及び加害者情報を掲載して運用・活用しており、各地方局においても、同データベースを閲覧・活用できるようにしている。 |
| III 総合的・包括的な人身取引対策 | | |
| III-1 人身取引議定書の締結 | | |
| ①人身取引議定書の締結 | 外務省 | ○平成17年6月に人身取引議定書の締結について国会の承認を得たが、国内担保法が未整備であるため同議定書の親条約である国際組織犯罪防止条約が締結できていない。このため、同議定書も未締結。 |
| ②人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備 | 法務省(刑事局) | ◎平成17年刑法改正により、「人身売買罪」新設、「生命・身体加害目的」による略取行為等の犯罪化、被略取者の輸送、引渡し、蔵匿行為の犯罪化を実現し、かつ、逮捕・監禁罪及び未成年者略取・誘拐罪については法定刑の上限を懲役5年から7年に引き上げた。 |
| ③出入国管理及び難民認定法の改正及び諸手続の柔軟な運用 | 法務省(入管局) | ◎人身取引等の被害者に在留特別許可を付与することができることのほか、人身取引等の加害者について新たに退去強制事由に加えることなどを内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部改正案」を含む「刑法等の一部改正案」が、平成17年6月16日に可決・成立し、人身取引等に係る規定については同年7月12日から施行している。 一方、被害者から在留期間の更新申請や在留資格の変更申請があった場合には、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、あるいは、被害者が退去強制事由に該当している場合は、仮放免した上で、退去強制手続を進めるなど、柔軟な運用を行っている。 |
| ④婦人相談所における被害者に対する援助 | 厚生労働省 | ◎「衣食住の提供」「カウンセリング」「通訳の確保」に加え、一時保護委託、人身取引被害者専用医療費支援及び法的対応機能強化を実施している。 |
| ⑤取り締まりの強化 | 警察庁 | (再掲) ◎警察では、雇用主、ブローカー等の摘発を念頭においた取締りを行っており、平成20年中33名の人身取引事犯被疑者を検挙し、そのうちブローカーは7名であった。 |

| | | |
|--|------------|--|
| Ⅲ-2 人身取引を防止するための諸対策の推進 | | |
| Ⅲ-2-(1) 出入国管理の強化 | | |
| ① 空海港における厳格な上陸審査の実施 | 法務省(入管局) | ◎空海港においては、従前にも増して厳格な上陸審査を実施しており、また、平成17年4月から、偽変造文書の鑑識を行うリエゾン・オフィサーをタイに派遣し、更に厳格な上陸審査を実施している。 |
| ② 人身取引事案に係る情報の共有 | (法務省(入管局)) | ◎「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国入国管理当局に対し、人身取引に関する出入国管理情報を提供することが可能となったことから、今後、同規定に基づいて情報を提供するなどし、諸外国との情報の共有を図っていくこととしている。 |
| | 外務省 | ◎外務省では、従来から我が国入国管理当局に紛失・盗難旅券情報(旅券番号等)を提供しており、平成16年11月からは警察庁を通じ国際刑事警察機構(ICPO)にも提供している。 |
| ③ 水際における監視、取締りの推進 | 法務省(入管局) | ◎人身取引データベースを活用して、人身取引加害者に係る上陸審査を厳格化し、被害者については更なる人身取引被害に遭わないよう、慎重審査を実施するとともに、空港の直行通過区域(トランジットエリア)におけるパトロール活動を行い、不審者の監視・摘発に努めている。 |
| Ⅲ-2-(2) 旅行関係文書のセキュリティ確保 | | |
| ④ IC旅券の導入 | 外務省 | ◎外務省では、偽変造や成りすましによる不正使用の防止強化のため、平成18年3月20日申請受理分から、所持人の国籍、氏名、旅券番号等の情報、顔写真をICチップに搭載したIC旅券を発給している。国外では、更にこれを強化するためICチップに所持者の指紋情報を記録する国が増加しているところ、外務省においてもかかる次世代IC旅券の研究を開始した。 ◎平成21年度において旅券の高度化に向けた調査検討関係経費、約25百万円が認められた。 |
| ⑤ 査証に係る偽変造対策 | 外務省 | ◎在外公館において、偽変造防止技術を施した顔画像付きMRV(機械読み取り式査証)を発給できるシステムを整備した(平成18年11月に査証シールの偽変造技術を改良。平成21年度中に更なる改良を予定。) |
| ⑥ 偽変造文書対策の強化 | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、我が国における出入国者の大多数を占める成田、関西、中部の各空港に偽変造文書対策室を設置しており、また、そのほかの全国の空海港においても鑑識機器を配備し、厳格な文書鑑識を実施している。 |
| | 外務省 | ◎外務省では、平成15年より外務省主催で「アジア旅券政策協議」を開催し、アジア各国との旅券の偽変造防止対策や不正取得防止の強化につき、情報・意見交換を行うなど、偽変造文書所持者出発地・経由地における対策強化を図っている。 ◎平成21年度における開催費、約4百万円が認められた。 |
| Ⅲ-2-(3) 「興行」の在留資格・査証の見直し | | |
| ⑦ 在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し・上陸審査及び在留審査の厳格化 | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、平成17年3月及び平成18年6月の二度にわたり、人身取引に悪用されるおそれのある在留資格「興行」についての基準省令を改正した。この結果、同資格での新規入国者数は平成16年には約13万5千人であったのが、同19年には約3万9千人と大幅に減少した。なお、同20年には約3万5千人と更に減少している。 |
| ⑧ 適正な査証審査の実施 | 外務省 | ◎在外公館では、査証申請者の本人性確認や提出書類の真偽確認等に努めているが、特に被害者出身地域の公館においては、若年女性による申請や、「興行」・「短期滞在」等人身取引に悪用されやすい査証の申請について厳格な審査を行っている。平成16年2月から実施しているコロンビア人に対する「査証取得勸奨措置」を平成19年2月に無期限延長した。 |
| ⑨ 在留資格「興行」を悪用した人身取引事犯の取締りの強化 | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、平成17年から同20年までの4年間に、在留資格「興行」で入国し、人身取引被害にあった111名を保護した。 |
| Ⅲ-2-(4) 偽装結婚対策 | | |
| ⑩ 在留資格取消制度の活用 | 警察庁 | ◎警視庁と東京入国管理局において、偽装結婚を始めとする合法滞在を装う者等への取締りを徹底するための連携強化を推進中である。 |
| | 法務省(入管局) | ◎入国管理局独自、あるいは警察との合同による摘発に際し、特に人身取引の温床になっていると思われる酒類提供飲食店等で「日本人配偶者等」の在留資格を有しホステス等として稼働している外国人に対しては、婚姻の実態を追跡調査した上で、適正な在留資格審査を実施し、入管法第22条の4の要件に該当する場合には、在留資格取消しの手続きを行っている。 |
| ⑪ 婚姻の実体に疑義のある者の追跡調査 | 法務省(入管局) | ◎警視庁と東京入国管理局において、偽装結婚を始めとする合法滞在を装う者等の取締りを徹底するための連携強化を目的とした「調査・捜査協力プロジェクト」を推進中である。 |

| | | |
|---------------------------------|-------------------|--|
| Ⅲ-2-(5) 不法就労防止の取組み | | |
| ⑫不法就労事案の厳正な取締り | 警察庁 (法務省(入管局)) | ◎警察では不法就労助長事犯の取締まりを恒常的に行っており、特に毎年6月に「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」を設け、取組みを強化している。 ◎警察を始めとする関係機関との連携を強化して合同摘発を推進するなど、不法就労事案の厳正な取締りを実施している。なお、平成20年に退去強制手続を執った入管法違反者は、約3万9千人であり、うち不法就労していたことが認められた者は約3万2千人であった。 |
| ⑬不法就労防止に係る総合的な広報・啓発の推進 | 法務省(入管局) 厚生労働省 | ◎法務省入国管理局は、毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」とし、主要な鉄道の駅前等で不法就労防止への協力を呼びかけるリーフレットを配布するなどして、不法就労防止のための啓発活動を行っている。 ◎厚生労働省では、毎年6月に実施している外国人労働者問題啓発月間に向けて関係機関に通達を发出している。また、事業主向けリーフレットの作成・配布、及び外国人雇用管理セミナーの開催等を引き続き実施している。 |
| ⑭性風俗関連特殊営業等への不法就労の防止 | 警察庁 | ◎風俗営業等を営む者に、外国人を接客業者として雇用する場合には、在留資格等の確認義務を課す規定を盛り込んだ「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が平成18年5月1日に施行された。また警察では、毎年11月に「風俗関係事犯等取締強化月間」を設け、取締りの強化を行っている。 |
| ⑮性風俗関連特殊営業の規制の在り方の検討 | 警察庁 | ◎刑法に新設された人身売買罪等を風俗営業の欠格事由とした。 |
| Ⅲ-2-(6) 売買春防止対策の推進 | | |
| ⑯売買春事犯の取締り | 警察庁 | ◎警察では、売春事犯に重点をおいた取締りと改正児童買春・児童ポルノ禁止法、改正児童福祉法に基づいた児童の商業的・性的搾取の取締りを推進している。 |
| ⑰売春防止法に基づく被害者の保護 | 厚生労働省 | ◎婦人相談所では、保護を求めてきた被害者は全員を保護した。 |
| ⑱学校教育、家庭教育等における取組み | 文部科学省 | ◎独立行政法人国立女性教育会館においては、売買春防止に関する教育の充実を図る観点から人身取引に関する調査研究・教材の開発等を行っている。 |
| Ⅲ-3 人身取引を撲滅するための対策の推進 | | |
| Ⅲ-3-(1) 刑事法制の整備 | | |
| ①人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備 | 法務省(刑事局) | ◎(再掲)平成17年刑法改正により、「人身売買罪」新設、「生命・身体加害目的」による略取行為等の犯罪化、被略取者の輸送、引渡し、蔵匿行為の犯罪化を実現し、かつ、逮捕・監禁罪及び未成年者略取・誘拐罪については法定刑の上限を懲役5年から7年に引き上げた。 |
| Ⅲ-3-(2) 取締りの徹底 | | |
| ②悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底 | 警察庁 | (再掲) ◎警察では、雇用主、ブローカー等の摘発を念頭においた取締りを行っており、平成20年中33名の人身取引事犯被疑者を検挙し、そのうちブローカーは7名であった。 |
| ③関係罰則の積極的な活用 | 法務省(刑事局) | ◎検察では、人身取引事犯に対しては、関係罰則を積極的に活用し、厳正な科刑の実現に努めている(平成20年12月末までに人身売買罪を適用して起訴した件数は39件であり、一審判決を言い渡された31名のうち20名が実刑判決を受けている。) |
| ④労働基準法等関係法令の履行確保 | 法務省(刑事局) | ◎人身取引に付随して労働基準法、売春防止法等関係法令違反が認められる場合、検察においても、積極的にこれらの法令を適用して、厳正な科刑の実現に努めるなど適切に対処している。 |
| Ⅲ-3-(3) 旅行文書等に関する情報交換の推進 | | |
| ⑤紛失・盗難旅券に係る情報の国際共有 | 警察庁 外務省 | ◎平成16年11月から、外務省は紛失・盗難旅券情報(旅券番号等)を警察庁に提供し、警察庁はそれを国際刑事警察機構(ICPO)に提供してきている。 |
| ⑥査証広域ネットワーク(査証WAN)の整備強化 | 外務省 | ◎外務本省と在外公館、関係省庁との間の査証関連情報の共有化を図るためのネットワークシステム(査証WAN)の整備を進め、これまでに在外213公館中208公館をネットワーク化した。 |

| | | |
|----------------------------------|-----------------|---|
| Ⅲ-3-(4) 諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進 | | |
| ⑦外国関係機関との連携強化 | 外務省 | <p>◎タイ及びフィリピンとの間でそれぞれ二国間領事当局間協議を行い、その中で人身取引対策、悪質な組織の取締りや偽変造旅券対策等について意見交換を行った。</p> <p>◎第3回日タイ領事当局間協議のための出張旅費を平成21年度予算として確保。</p> <p>◎(再掲)外務省では、平成15年より外務省主催で「アジア旅券政策協議」を開催し、アジア各国との旅券の偽変造防止対策や不正取得防止の強化につき、情報・意見交換を行うなど、偽変造文書所持者出発地・経由地における対策強化を図っている。</p> <p>◎平成21年度における開催費、約4百万円が認められた。</p> |
| ⑧情報交換の推進 | 警察庁 | ◎警察では、平成16年から毎年、関係省庁、関係国大使館等との間でコンタクトポイント連絡会議を開催し、情報交換に努めている。 |
| ⑨国際捜査共助の充実化と条約締結の検討 | 法務省(刑事局) 外務省 | ◎我が国は、米国(平成18年7月発効)、韓国(平成19年1月発効)及び中国(平成20年11月発効)との間で刑事共助条約を締結しているほか、香港及びロシアとの間の刑事共助条約ないし協定についても署名済みであり、締結に向けた手続を行っている。 |
| Ⅲ-4 人身取引被害者の保護 | | |
| Ⅲ-4-(1) 被害者の認知 | | |
| ①各種相談窓口における対応 | 警察庁 | ◎相談があった場合には、女性職員や被害者の母国語を理解する職員を当てる等して被害者の心情に配慮しつつ、積極的に対応している。 |
| | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島及び福岡の各地方入国管理局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しており、電話や訪問による人身取引に係る問い合わせに、日本語だけでなく、外国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語等)でも対応している。また、札幌、高松及び那覇の各地方入国管理局・支局には相談員を配置し、電話や訪問による問い合わせに対応している。 |
| | 厚生労働省 | ◎婦人相談所等の相談窓口においては、被害者やその関係者から相談があった場合、積極的に対応している。婦人相談所等に被害者自身が直接連絡してくることはこれまでなかったが、警察、入管局、大使館、NGO等の関係者から相談があった場合には積極的に対応している。 |
| ②取締りにおける被害者の認知 | 警察庁 | ◎警察では、入管法違反等の捜査の過程で外国人を取り扱った場合は、本人及び関係者から、国籍、滞在資格、稼働状況等について事情聴取を行うなどして人身取引被害者の認知に努めている。 |
| | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、人身取引事案に係る措置要領を定め、入国者収容所、各地方入国管理局、各地方入国管理局支局に対し、被害者を認知した際には、被害者の保護を旨とし、迅速・適切に対応するよう通達している。 |
| ③警察における被害者の取扱い | 警察庁 | ◎警察においては、被害者の事情を考慮して、逮捕の必要性について検討し、特段の事情が認められない場合には、逮捕は行わないなどの措置をとっている。 |
| Ⅲ-4-(2) シェルターの活用 | | |
| ④婦人相談所等の活用 | 厚生労働省 | ◎婦人相談所では、国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性に対し、相談・医師の診察を行うとともに、必要がある場合には、付設する一時保護所において、被害者の状況に応じ適切に保護を行っている。被害者が児童である場合は、必要に応じて児童相談所と連携して適切な支援の措置を講じている。これまで、婦人相談所等においては、保護を求めてきた被害者は全員保護した。(平成20年4月～21年2月まで36名) |
| ⑤被害者の希望に沿った対応と民間シェルターとの連携 | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、人身取引被害者を認知した場合には、婦人相談所、民間シェルター等の関係機関にその身柄の保護を依頼することとしている。また、被害者が不法滞在者の場合は、婦人相談所、民間シェルター等の関係機関と連携して、被害者本人の意思に配慮しつつ、可及的速やかに手続を進めるよう配慮しており、在留特別許可の手続に当たっては、必要に応じて、職員が婦人相談所等に向くなど、被害者の出頭回数を必要最小限にとどめることとしている。 |
| ⑥民間シェルター等への一時保護委託 | 厚生労働省 | ◎厚生労働省では、人身取引被害者の一時保護を婦人相談所から民間シェルター等へ委託するために、予算措置を行っている(平成20年4月～21年2月まで11名を委託)。 |
| Ⅲ-4-(3) カウンセリング・相談活動等の実施 | | |
| ⑦カウンセリング・相談活動等の実施 | 厚生労働省 | ◎厚生労働省では、生計困難者であれば、人身取引被害者についても、積極的に無料低額診療事業の対象者とするよう都道府県等に対して周知を依頼した(平成17年3月)。 ◎婦人相談所が一時保護した人身取引被害者について、他法他制度が利用できない場合の専用の医療費を予算措置している。 |
| ⑧法的手続の十分な説明 | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局においては、人身取引被害者が不法残留等の入管法違反状態にある場合でも、在留を特別に許可することができるなど、被害者に対して、法的手続きの十分な説明を行っている。 |

| | | |
|---------------------------------|-----------------|--|
| ⑨人身取引被害者の支援に関する体制の整備 | 法務省(人権局) | ◎法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局等における人権相談窓口において、人身取引被害者等からの相談にも応じているほか、東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、高松、松山の各法務局・地方法務局においては、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設し、相談に応じている。 |
| ⑩就労可能な在留資格を有する人身取引被害者に対する職業相談等 | 厚生労働省 | ◎就労可能な在留資格を有している被害者のほとんどが帰国希望であり、婦人相談所で職業相談につなぐことを必要とする者はいなかった。 |
| ⑪婦人相談所への心理療法担当職員の配置等 | 厚生労働省 | ◎一時保護された人身取引被害者には、本人の希望に応じて、心理職による援助を行っている。 ◎厚生労働省は、通訳雇上費を予算措置している。 ◎平成21年度予算案において、被害者支援専門通訳者養成研修実施のため補助金を盛り込んでいる。 |
| Ⅲ-4-(4) 交番等に駆け込んだ被害者の取扱い | | |
| ⑫保護要請があった場合の措置 | 警察庁 | ◎交番、警察署等で保護した被害者に対しては、当該外国人女性の母国語を解する職員や女性職員を当てるなどして事情聴取に努めるとともに、大使館等と速やかに連絡をとるなどして婦人相談所等での保護が円滑に行われるよう配慮している。 |
| ⑬婦人相談所における保護 | 厚生労働省 | ◎交番等に保護を求めた外国人女性等が人身取引被害者であると認められ、警察署等から婦人相談所等に対し人身取引被害者の保護の依頼がなされた場合には、民間シェルターや入国管理局、大使館等と連携を図りつつ被害者の保護を行っている。(平成20年4月～21年2月までは36名の一時保護のうち33名が警察からの依頼である。) |
| ⑭関係被害者の速やかな保護 | 法務省(入管局) | ◎被害者に対する事情聴取の結果、加害者の支配下に更なる被害者の存在が窺われる場合には、警察等の関係機関との連携及び各地方入国管理官署間での連携により、速やかな被害者保護ができるよう努めている。 |
| Ⅲ-4-(5) 被害者の在留資格の取扱い | | |
| ⑮入国管理関係手続の弾力的な運用 | 法務省(入管局) | ◎法務省入国管理局では、平成17年から同20年までに保護した人身取引被害者のうち、不法残留等入管法違反者であった104名全員に対し、在留特別許可を付与した。 |
| ⑯在留特別許可の弾力的な運用による被害者の救済 | 法務省(入管局) | ◎「出入国管理及び難民認定法」が改正され、人身取引等の被害者に在留特別許可を与えることができる規定を整備。平成17年7月施行。 |
| Ⅲ-4-(6) 被害者の安全確保 | | |
| ⑰被害者の安全確保 | 警察庁 法務省(刑事局) | ◎警察は、婦人相談所への迅速な保護措置により、安全の確保に努めている。 ◎人身取引被害者の立場や身上に配慮した各種手続を実践している。 |
| ⑱婦人相談所における夜間警備の実施 | 厚生労働省 | ◎婦人相談所には警備員の配置等が行われている。さらに、適宜、最寄りの警察署等に相談し、警護等を要請するなど、被害者の安全確保を図っている。 |
| Ⅲ-4-(7) 被害者の帰国支援 | | |
| ⑲関係機関との連携による緊密な帰国支援 | 警察庁 | ◎警察で保護した人身取引被害者については、入国管理局、婦人相談所、IOM等と連携して適切な保護に努めるとともに、帰国に向けての支援を行っている。 |
| | 法務省(入管局) | ◎帰国意思をもつ被害者については、帰国支援を担う国際移住機関(IOM)を通じて改めてリスクアセスメントを実施している。仮に帰国後に客観的・具体的な危険性がある場合には、本人に状況を説明の上、引き続き一時保護を実施する等、人道的観点からそれぞれの状況に応じた措置をとることとしている。 |
| | 厚生労働省 | ◎被害者の帰国支援については、警察、入国管理局、婦人相談所等の関係機関が緊密に連携し、帰国支援を実施している。 |
| ⑳IOM(国際移住機関)を通じた人身取引被害者の帰国支援事業 | 外務省 | ◎我が国は、人身取引行動計画の一環としてIOM(国際移住機関)の「トラフィッキング被害者帰国支援事業」へ平成17年度から平成21年5月現在までに合計128,248,002円を拠出した。また、IOMは平成21年5月現在で合計164名の帰国を希望する被害者に対し帰国支援を実施し、その帰国後についても被害者の社会復帰支援(シェルターの提供、医療費の提供、経済的支援等)を実施した。 |
| 国費送還による帰国支援 | 法務省(入管局) | ◎人身取引被害者については、入管法違反の者であっても全て在留特別許可し、正規在留者として出国させており、帰国支援については国際移住機関(IOM)や在日大使館等を通じて行っている。 |
| 帰国用渡航文書の速やかな発給のための関係各国との情報交換 | 法務省(入管局) | ◎警察庁が進めるコンタクトポイント連絡会議などの場を活用して、在京関係国大使館との情報交換・意思疎通を図っている。 |
| 人身取引被害者の帰国後の受入先の安全に対する配慮 | 法務省(入管局) | ◎人身取引の被害者に対して在留特別許可をする際には、その事情に応じて在留期間を柔軟に設定するとともに、被害者が帰国を希望する場合には、IOMと連携を図り帰国のための支援を行っている。 |

| | | |
|-------------------------|------------------|--|
| Ⅲ-5 人身取引対策推進に際しての留意事項 | | |
| Ⅲ-5-(1) 内外の関係機関等との連携 | | |
| ① 国内の関係機関との連携確保 | 内閣官房 | ◎内閣官房は、連絡会議幹事会、NGOとの意見交換会等の場を通じて、国内関係機関の連絡調整を行っている。 |
| | 警察庁 | ◎警察では、平成16年から関係省庁、関係国大使館等との間でコンタクトポイント連絡会議を開催し、情報交換に努めている。 |
| | 法務省(入管局) | ◎関係機関の確実な連絡体制を確立するために、仙台入国管理局、東京入国管理局、東京入国管理局横浜支局、名古屋入国管理局、福岡入国管理局那覇支局が中心となって管轄地区の連絡会議が設置されている。 ○連絡会議が設置されていない地方入国管理局においても、連絡会議の設置に向け努力することとしている。 |
| | 厚生労働省 | ◎婦人相談所は人身取引事案の発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から関係機関と連絡体制を確保している。 |
| ② 外国の関係機関との情報共有・捜査協力の推進 | (法務省(法総研)) | ◎国連アジア極東犯罪防止研修所は、「国際組織犯罪の捜査、訴追及び公判における課題」を主要課題とする国際研修等を通じて、犯罪捜査に関する国際協力の重要性を研修参加者である刑事司法関係の実務家に伝えるとともに、各国捜査機関間のネットワークの構築に努めている。 |
| | 外務省 | ◎(再掲)我が国は、平成12年以降、延べ14か国に政府協議調査団を派遣し、政府機関、NGO、国際機関と意見交換を実施した。本年度についても、政府協議調査団の派遣を検討中。 ◎(再掲)タイ及びフィリピンとの間でそれぞれ二国間領事当局間協議を行い、その中で人身取引対策、悪質な組織の取締りや偽造旅券対策等について意見交換を行った。 ◎(再掲)第3回日タイ領事当局間協議のための出張旅費を平成21年度予算として確保。 ◎(再掲)平成18年5月、日タイ間で人身取引の防止、法執行、被害者の保護の3分野で協力を行うため、人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォースを立ち上げ、これまで2回会合を開催。 |
| ③ 国際的な支援 | 外務省 | ◎国連薬物犯罪事務所(UNODC)の人身取引対策プロジェクトを支援するため、犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)への我が国拠出から平成18年度及び平成19年度に「タイにおける人身取引被害者の芸術療法に係るプロジェクト」に対して合計約5.3万ドルを拠出した。 ◎更に、我が国は国連に設置した人間の安全保障基金を通じて、平成11年より平成20年までに東南アジア等13か国で国際労働機関(ILO)、国連開発計画(UNDP)、IOM等の国際機関が実施する人身取引対策プロジェクト10件に対し、総額約1,277万ドルを支援している。 |
| ④ シンポジウムの実施 | 警察庁 | ◎警察では、コンタクトポイント連絡会議に加え、児童の商業的・性的搾取に関わる人身取引対策の一環としてNGOとの協力関係を含めた東南アジアにおける国外犯の捜査協力を拡充・強化するため、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー」を開催し、インドネシア・タイ・フィリピン・カンボジアの捜査機関、国内外のNGO等との意見交換・情報交換を実施している。 |
| ⑤ 東南アジア諸国入国管理局とのセミナーの実施 | 法務省(入管局) | ◎出入国管理セミナーは毎年開催されているところ、同セミナーにおいて、人身取引問題及びその対策に係る意見交換を行うなどして、各国入管の協力関係の構築を図っている。 |
| Ⅲ-5-(2) 社会啓発・広報の実施 | | |
| ⑥ 総合的な啓発・広報活動 | 法務省(入管局・刑事局・人権局) | ◎(再掲)平成17年刑法改正により、「人身売買罪」新設、「生命・身体加害目的」による略取行為等の犯罪化、被略取者の輸送、引渡し、蔵匿行為の犯罪化を実現し、かつ、逮捕・監禁罪及び未成年者略取・誘拐罪については法定刑の上限を懲役5年から7年に引き上げた。 ◎法務省入国管理局では、外務省が作成する「日本の人身取引対策」パンフレットの編集に協力した。 ◎法務省の人権擁護機関では、我が国の人身取引対策についても言及している人権啓発冊子を作成し、配布している。 |
| | 外務省 | ◎外務省では、内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省と編集協力し、「日本の人身取引対策」パンフレット(5千部)を作成配布した(昨年2月(英文)、一昨年2月(和文))。 |
| | 厚生労働省 | ◎厚生労働省は関係省庁の啓発・広報活動に協力している。 |
| ⑦ 警察における社会啓発・広報 | 警察庁 | ◎警察は、平成15年にビデオ「トラフィッキング～闇の人間取引ビジネス」を制作し、都道府県警察や関係機関、団体等に配布した。人身取引被害者が警察等へ安心して保護を求めよう、9ヶ国語で呼びかけるリーフレットを作成、配布した。 |

| | | |
|---|---------------|---|
| ⑧ 入国管理局における広報 | 法務省(入管局) | <p>◎法務省入国管理局では、毎年6月の外国人労働者問題啓発月間にあわせて「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施している。</p> <p>◎また、ホームページに「人身取引撲滅への取り組み」と題した入国管理局における人身取引対策を掲載しているほか、法務省入国管理局作成のパンフレットに「人身取引対策・人身取引防止のための取組」と題したページを設けている。</p> |
| ⑨ 婦人相談所における対応についての広報 | 厚生労働省 | ◎都道府県は、婦人相談所が国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、リーフレットやパンフレットを作成・配布するなどして広報・周知を図っており、厚生労働省は当該事業に対して補助を行っている。 |
| ⑩ 女性に対する暴力の視点からの広報 | 内閣府(男女局) | ◎女性に対する暴力をなくしていくという観点から人身取引対策の啓発用ポスター(平成20年度:ポスター28,000枚、リーフレット50,000枚)を作成し、国民一般に対して、人身取引根絶に向けた広報を実施。関係機関、地方公共団体、民間団体及び空港・港湾等、約1,000箇所配布。平成21年度についても同様に実施予定。 |
| ⑪ 在外公館を通じた広報 | 外務省 | ◎日本へ渡航する外国人及び外国人を招聘する日本人双方の意識啓発を図るため、「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報を外務省ホームページに掲載(日・英語)するとともに、被害者出身地域を中心とする在外公館のホームページ、査証申請窓口、及び現地旅行代理店等に広報資料(現地語)を掲載・配布した(平成19年8月より、平成21年2月に更新し内容を拡充)。 |
| ⑫ バリ・プロセス・ウェブサイトを通じた広報・啓発活動 | 外務省 | ◎「密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域関係会議フォローアップ・プロセス(バリ・プロセス)」を支援するため、IOMを通じて平成15年より平成20年までに合計59,500ドルの同ウェブサイト維持運営経費を拠出した。 |
| III-5-(3) 人身取引対策に関係する職員に対する研修・訓練 | | |
| ⑬ 警察職員に対する研修・訓練 | 警察庁 | ◎警察庁は、人身取引対策に関わる職員に対し、人身取引事犯の捜査要領や被害者保護の重要性、手続き等について教養を実施している。 |
| ⑭ 検察職員に対する研修 | 法務省(刑事局(法総研)) | ◎検察職員に対しては、その経験年数に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、児童及び女性に対する配慮等に関する講義を実施するなどして、被害者の立場、心情等に配慮するよう努めている。 |
| ⑮ 入国管理局職員に対する研修 | 法務省(入管局(法総研)) | ◎法務省入国管理局では、外国人に対する出入国管理業務に従事する職員を対象として、人身取引被害者等の人権に絞った人権研修を実施しているほか、人身取引に特化した専門的な研修も実施している。 |
| ⑯ 海上保安庁職員に対する研修 | 海上保安庁 | ◎海上保安庁では、毎年実施している実務者研修の中で、人身取引被害者保護の重要性及び水際対策等についての講義を行い、関係職員の知識の習得を図っている。 |
| ⑰ 査証官に対する訓練 | 外務省 | ◎「人身取引防止対策と査証の役割」について研修資料を作成し、全在外公館の査証官に配布し徹底するとともに、同資料に基づき査証審査のポイントや査証申請に来た元被害者を面接する際の配慮等について、領事担当官研修等において実践に即した講義を実施している。 |
| ⑱ 婦人相談所職員に対する研修 | 厚生労働省 | ◎毎年秋に全国婦人相談員・心理判定員研究協議会を実施している。平成20年度は、外国人女性支援について分科会を設け、実績のあるNGO職員を助言者として、人身取引被害者を含む外国人に対する支援について協議した。また都道府県において独自に研修を実施するために、厚生労働省は予算措置をしている。 |
| III-5-(4) 行動計画の検証・見直し | | |
| ⑲ 行動計画の検証・見直し | 内閣官房 | ◎関係省庁連絡会議幹事会等を通じて定期的行動計画のフォローアップを行おうとともに、情報を内閣官房ホームページ上に公開している。 |